

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		身体障害者福祉協会補助金 (犬山市福祉団体等活動費補助金)		市の担当部課	健康福祉部福祉課	
				問い合わせ先	0568-44-0321	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市身体障害者福祉協会		代表者名	会長 池戸 正裕	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市福祉団体等活動費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和57年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		犬山市の身体障害者の社会参加の促進と自立更生援護活動をする団体は他にないため。				
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		団体運営を安定化することにより、犬山市の身体障害者の会員相互の親睦を深めるとともに社会参加を促進する。				
補助金の額 ()は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算	
		160,000 円	160,000 円	160,000 円	160,000 円	
		(160,000 円)	(160,000 円)	(160,000 円)	(160,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・協会運営について必要な役員会議や支部会議等を、年間を通じて開催 ・協会各部(視覚・聴覚・女性・パソコン・グラウンドゴルフ・カラオケ・卓球)が年間を通して自主的に活動 				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		3,210,088 円		
		うち補助事業全体の経費		2,402,336 円		
		うち補助対象経費		665,429 円		
		補助対象経費の内訳		協会運営費(会議費・事務費・共済費)		599,429 円
				国県開催事業参加費		0 円
				事業費(自主事業・補助事業)		0 円
部活動費				66,000 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		団体活動費:定額160,000円		
		補助限度額		対象経費の1/2(上限160,000円)		
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	交付決定時に予定事業費で支出を行い、事業費確定後必要に応じて変更交付申請を行い補助額の再算定をする。	
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)		新型コロナウイルス感染症拡大防止のため団体活動が制限される中、可能な範囲で活動を実施し犬山市の身体障害者の社会参加の機会を提供することができ福祉の増進に繋がった。				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		1,465,458 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		657,706 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				有

※令和2年度の実績に基づき作成しています。